

別記 2 ( 第 8 条第 2 項第 3 号関係 )

誓約書

当法人は、三重県浄化槽管理士に対する研修要綱第 9 条各号に掲げる全ての要件を満たすことを、誓約します。

年 月 日

住所

法人の名称

代表者

## 別記2（第8条第2項第3号関係）

### 【裏面】

#### 三重県浄化槽管理士に対する研修要綱抜粋

第9条 認定研修機関は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

（1）次のアからエまでのいずれかに該当する法人でないこと。

（ア）会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）

（イ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

（ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

（エ）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（2）次に掲げる全ての要件を満たすものであること

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第三十二条第一項各号に掲げる法人でないこと

（イ）浄化槽法及び条例の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない法人でないこと

（ウ）当該法人の役員のうち、第2号（イ）に該当する者がいないこと